

設楽町告示第 6 号

町道路線の一部廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、町道路線の一部を廃止したため、第9条の規定に基づき次の通り告示をする。

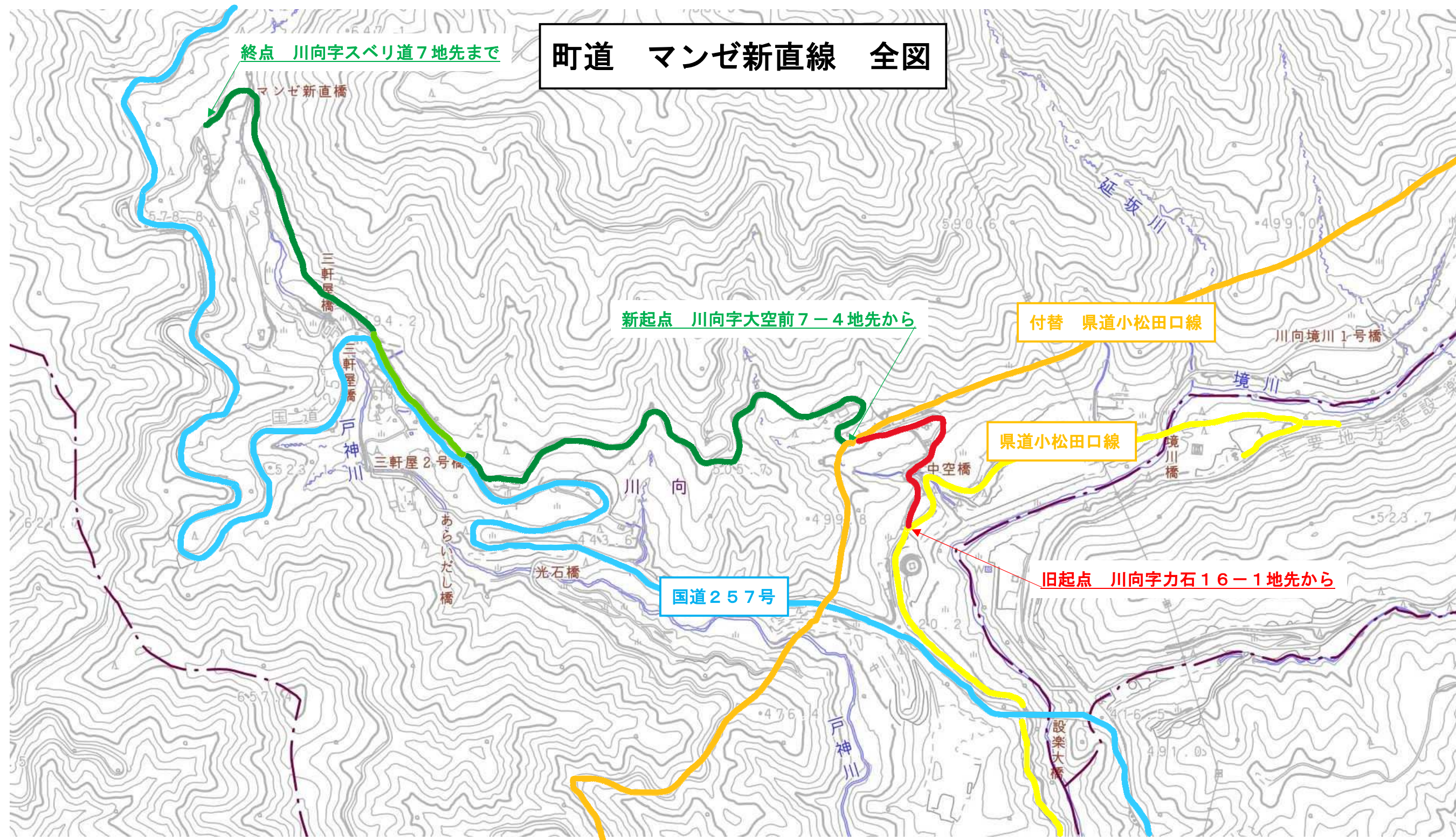
その関係図面は告示の日から1ヶ月間、設楽町役場建設課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

設楽町長 土 屋 浩

一部廃止路線

路線 番号	路 線 名	新旧 別	起 点	重 要 な 経 過 地
			終 点	
44	マンゼ新直線	旧	川向字力石16-1	県道小松田口線(原田智子宅)～原田准次宅 ～国道257号(原田甚蔵宅)～大久保勝司宅入 口～原田吉彦宅～三ゲンヤ戸神線
			川向字スベリ道7	
		新	川向字大空前7-4	県道小松田口線～国道257号～三ゲンヤ戸神 線～三ゲンヤ戸神線
			川向字スベリ道7	



既区域	
重複区域	
廃止区域	